

東日本経友会通信

「地域別最低賃金額」答申状況が公表

2026年9月3日に厚生労働省より、2026年度の地域別最低賃金額の答申状況が公表されました。今年度の改定額の全国加重平均は、1,177円で昨年度からの上昇額は、56円となり、目安制度が始まって以降最も高い上昇額となった昨年度に次ぐ2番目に高い引き上げ額となりました。

今年度の目安額は、物価の上昇が鈍化していることや、依然として賃上げ資源の確保が難しい企業も存在することを考慮した結果、全国加重平均の引き上げ額は過去最高となった昨年度を下回り、55円となりました。（昨年度は、63円）

- ・Aランク（大都市圏） 54円
- ・Bランク（中位道府県） 56円
- ・Cランク（低位県） 56円

最低賃金の目安制度においては、中央最低賃金審議会で示された目安額を参考に各地方最低賃金審議会で審議が行われ、各都道府県労働局長

首都圏の最低賃金

Aランク地域

- 東京都（目安額との差額+54円）
1,280円 発効日10月1日
- 神奈川県（目安額との差額+54円）
1,279円 発効日10月1日
- 千葉県（目安額との差額+55円）
1,195円 発効日10月1日
- 埼玉県（目安額との差額+55円）
1,196円 発効日10月1日

に対して改正額の答申がなされます。

昨年度は11県が目安額に10円以上、上乗せするなど目安額を大幅に上回ると答申がなされ、近隣県等の過度な競争や最下位回避の意識により地域の実態と乖離した引き上げとなったのではという疑義がメディア等から呈されました。また、大幅な引き上げを行った県では、使用者側の準備期間に配慮して発効日を

「法定発効」よりも後ろ倒しにする「指定日発行」とする傾向が見られ、結果として地域間の発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあるという課題が生じました。

こうした動向を背景として、今年度は37都道府県で通例の10月中の発効が決定され、最も遅い沖縄県でも12月2日に発効とされており、大きなばらつきは生じませんでした。

北関東の最低賃金

Bランク地域

- 茨城県（目安額との差額+62円）
1,136円 発効日10月18日
 - 栃木県（目安額との差額+57円）
1,125円 発効日10月1日
 - 群馬県（目安額との差額+57円）
1,120円 発効日10月3日
- なお、9月30日現在の情報を基に作成しております。

「反省文」強要 賠償命令

門限破つて「いめんさい」、

外国人技能実習生に反省文を強要した監理団体に賠償命令「過度に自由を制約」裁判所が認定する。

◆「反省文の強要」に対する評価

反省文の強要については、外出の自由を過度に制約する不法行為であると断じた。

「一定の注意指導を行うこと自体は直ちに行動の自由を過度に制約するもの」とまではいえないものの、反省文の作成及び提出は、ルール違反に対する懲罰としての側面があることは否定できず、これにより、自らが届け出た内容を遵守しなければ、反省文の作成を余儀なくされるとして、外出先での行動を控えたり、ひいては、外出すること自体を控えたなどの萎縮的效果を生じさせたことは否定できないから、外出の自由を過度に制約するものと言わざるを得ない」

「その文量や作成時の状況、技能実習生らが有する日本語能力から推認される作成の困難度に照らし、ルールを遵守させる方法として明らかに行き過ぎがあつて、技能実習生らの行動を尊重する観点から許容することとは困難であり不法行為を構成する」

以上を踏まえて、裁判所は監理団体に對して、5～10万円の慰謝料支払いを命じた。

◆「虚偽説明」に対する評価

「勤務先等の選択に要する具体的な要件や手続きに関する情報を提供するに際しては、公的機関に正式に問い合わせるなどして、できる限り正確な情報を提供すべきである」

義務を怠った過失があるとして裁判所は監理団体に對して、過失利益77万の支払いを命じた。